

チーム育児応援企業登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「チーム育児応援企業」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 育児と仕事の両立支援等に取り組み、「チーム育児」を推進している企業を徳島県が登録し、広く発信することにより、「チーム育児」の普及、啓発を進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「企業」とは、徳島県内に本店、支店又は営業所等を有する企業、法人、団体で、常時雇用する労働者がいるものをいう。

(登録基準)

第4条 登録企業は、次の各項目を満たし、育児と仕事の両立支援等に取り組み、「チーム育児」を推進していること。

- (1) 社員等が安心して「チーム育児」を行える環境づくりに協力していること。
- (2) 育児と仕事の両立促進を図る等「チーム」の一員として取組を実践していること。
ただし、制度として制定しているかは問わない。
- (3) 「チーム育児」の重要性を理解し、普及・啓発に取り組むこと。
- (4) 徳島県チーム育児ホームページ（以下「ホームページ」という。）に、企業の名称等を掲載することについて同意があること。
- (5) 過去3年間において労働基準法など労働関係法令その他の法令に係る重大な違反がないこと。

(登録の申請)

第5条 前条の登録を受けようとする企業はホームページ内の「チーム育児応援企業登録フォーム」又は「チーム育児応援企業登録申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、こどもまんなか政策課長（以下「県」という。）に申請するものとする。

(登録の審査)

第6条 県は申請内容の審査を行った上で、必要があると認められるときは、当該企業に対し、ヒアリング調査等を実施するものとする。

(登録)

第7条 前条の審査により、当該企業が登録基準を満たすと認められる場合は、県はチーム育児応援企業として登録する。

- 2 前項の規定により登録した場合は、県は当該企業に「登録証」（別紙）を交付するとともに、企業の名称等をホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。
- 3 チーム育児応援企業の登録期間は無期限とする。

(登録の取消し)

第8条 登録企業が第4条の登録基準を満たさなくなったとき、その他登録企業として適当でないと認めるときは、県は当該登録を取り消すことができる。

(登録証の再交付)

第9条 紛失等で登録証の再交付を受けたい登録企業は、県に、「チーム育児応援企業登録証再交付申請書」(様式第2号)を申請し、登録証の再交付を受けることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。